(7) Time-limit for tender: 17:00 30 July 2012
(8) Contact point for the notice: Hiroki Kawamura, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1—1—1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100—8977 Japan. TEL 03—3580—4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年6月8日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第210号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　76
(2) 購入等件名及び数量　平成24年度版「子どもの人権ＳＯＳミニレター」製作請負業務一式
(3) 調達案件の仕様等　調達案件の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
(4) 納入期限　平成24年９月28日
(5) 履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
(6) 入札方法　上記(2)の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(7) 本入札は、リバースオークションで行う（詳細は、入札説明書による。）。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた者であること。
(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100—8977 東京都千代田区霞が関１—１—１　法務省大臣官房会計課調達第一係　川村　裕樹　電話03—3580—4128
(2) 入札説明書の交付方法　上記3(1)の場所にて公告日から交付する。
(3) 入札説明会の日時及び場所　平成24年６月14日11時00分　法務省大臣官房会計課入札室
(4) 郵便等による価格表の受領期限　平成24年７月30日17時00分
(5) リバースオークションの実施日時及び場所　平成24年７月31日10時00分　電磁的システムのサイト上
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金の納付　免除
(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す履行証明書を作成し、提出期限までに提出すること。提出された履行証明書を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した作業を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。なお、提出した履行証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
(4) 入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要
(6) 落札者の決定方法　この公告に示した作業を履行することができると支出負担為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
(7) リバースオークションに関する事項　本入札に採用させるリバースオークショとは、一定期間内に入札者が複数回数入札金額を応札できるという競り下げ方式により電磁的システム上で実施るものである。
(8) 手続における交渉の有無　無
(9) 詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Atsushi Onose, Obligating officer Director of the Finance Division Ministry of Justice.
(2) Classification of the services to be required: 76
(3) Nature and quantity of the services to be required: Printing of materials for Production of self-addressed stamped envelope used by elementary and lower secondary school students for consultations.
(4) Fulfillment period: 28 September 2012
(5) Fulfillment place: The place will be specified later.
(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C "Manufacture of product" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years of 2010, 2011 and 2012. ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
(7) Time-limit for tender: 17:00 30 July, 2012
(8) Contact point for the notice: Hiroki Kawamura, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1—1—1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100—8977 Japan. TEL 03—3580—4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月８日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　小部　春美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 購入等件名及び数量
国税情報システムの最適なシステム構成等の在り方に係る調査業務の委託　一式
(3) 調達案件の仕様等　調達案件の仕様等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特性を有すること。
(4) 履行期限　平成25年３月29日まで
(5) 履行場所　当庁の指定する場所。
(6) 入札方法　上記１(2)の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。